

太宰府市長 殿

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・ファミリーサポートセンター事業の施設等利用費
【 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、太宰府市内に居住していることを太宰府市が住民基本台帳で確認すること。
- 2. 実際に利用していることを太宰府市が対象施設に確認すること。
- 3. 利用料の支払い状況を太宰府市が対象施設に確認すること。
- 4. 課税状況を太宰府市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者) ※保護者氏名を施設等利用給付認定通知書で確認して記入

フリガナ		認定 子ども との 続柄	現住 所	〒
氏 名				電話：

2. 認定子ども(認定子どもごとに請求してください)

認定番号		フリガナ
生年月日	年 月 日	氏 名

3. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・ファミリーサポートセンター事業について記入（複数記入可）

利用施設等	①施設・事業名	②施設・事業名	③施設・事業名

4. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・ファミリーサポートセンター事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	A (※1) 利用施設等の利用料合計 (3. ①～③の各月合計)	B (※3) 月額上限額	請求金額 (AとBを比較して小さい方)	利用年月内の 転入転出の有無
令和 年 月	円	円	円	☐ 無 ☐ 有
令和 年 月	円	円	円	☐ 無 ☐ 有
令和 年 月	円	円	円	☐ 無 ☐ 有

※1 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設からの領収証等）と特定子ども・子育て支援提供証明書の写しをすべて添付して下さい。

また、ファミリーサポートセンター事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書を添付して下さい。

※2 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。

- ・月途中で認定期間が終了する場合、
または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円×転出日までの日数÷その月の日数
- ・月途中で認定期間が開始される場合、
または別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数

5. 償還払いの振込先を記入して下さい(※4)

金融機関名	預 金 種 目	☐ 普通	☐ 当座
銀行・信用金庫	支店	口 座 番 号	
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	

※4 請求者と振込先の口座名義人が異なる時は必ず記入してください。

この利用費請求額の受領を右記口座名義人 氏名 に委任します。